

内部監査の回顧と展望 (4)

檜田 信男

1. 問題の所在

これまでに、「内部監査の回顧と展望」として本紀要で3回にわたりわが国における内部監査の回顧をしてきた。そこでのそれぞれの内容は、当時のわが国の内部監査に強い影響を与えたとみられる陸軍省経理局監査課「工場内部監査制度ノ参考」(昭和17年4月)、経済安定本部企業会計基準審議会中間報告「監査基準」(昭和25年7月)、通商産業省産業合理化審議会「企業における内部統制の大綱」(昭和26年7月)を資料として、内部監査がどのように理解され実施されるようにしていたかを検討した。

これに続いて、昭和30年代前半のわが国の内部監査が、経営管理・財務会計・管理会計の思考をベースにした、方向性を異にする矛盾する要素を含むものであったけれども、このような矛盾を含む当時におけるわが国の内部監査を次の段階へと進歩させるための研究に対し大きな影響を与えたのは、IIA (Institute of Internal Auditors Inc.) による「内部監査人の責任に関する意見書」(Statement of Responsibilities of the Internal Auditors)であった。このような見地から、拙稿では、この意見書の

数次に及ぶ展開過程を早足に検討し、その考え方の変化を把握し、その変化がいかなる理由に起因するのかを究明するように考察をすすめた。

また、さらに、ワールドワイドな企業環境において、市場競争に耐える体質の保持を志向する内部監査に向けて、一足飛びにIIA「内部監査の専門職的实施の国際基準」(International Standards for the Professional Practice of Internal Auditing、以下、「国際基準」という。)、そしてIIAのIPPF (International Professional Practices Framework) へと論をすすめた。

この「国際基準」においては、内部監査がアシュアランス業務とコンサルティング・サービスとからなるものとし、「アシュアランス業務は、事業体、業務、ファンクション、プロセス、システム、またはその他の対象事項について、内部監査人が、独立した監査の意見ないし結論を得る基礎として、入手した証拠の客観的評価をすることを意味する。個々のアシュアランス業務の内容と範囲は、内部監査人によって決定される。一般に、アシュアランス業務には、次の三者が関与する。

- ① プロセス・オーナー：事業体、業務、ファンクション、プロセス、システム、その他の対象事項に直接関わる者ないしグループ
- ② 内部監査人：評価を行なう者ないしグループ
- ③ 利用者：評価結果を利用する者ないしグループ¹⁾

としていた。ここで、アシュアランス業務はプロセスのオーナー、内部監査人、利用者の三者を伴うとしていることが強く注目された。これは、アカウントビリティのチャージとディスチャージとを背景にしての、監査人・監査対象の責任者・監査サービス利用者（監査権限の源泉となる当事者）の社会関係の存在を意識してのことではないかとみられるからである。

およそいかなる監査事象にも、監査主体・監査対象の責任者・監査権限の源泉当事者の三者の社会関係の存在が共通している。これは、監査がアカウントビリティのチャージとディスチャージという緊張状況を前提として実施されることに由来する。アカウントビリティ (accountability)²⁾ は説明責任、弁明義務、報告責任などと訳出されることが多いが、これは、いったん設定 (charge) されたアカウントビリティは、委託された責任を誠実に達成したことを、関連する客観的に証明可能な証拠に基づいて立証できるのでなければ解除 (discharge) されないとするものである。ところが、証拠に基づく立証には主観的判断を伴い、その主観的判断に恣意性が介入することを避けることは難しい。恣意性の介入した判断によるのでは客観的に証明可能な証拠に基づく立証は不可能であるために、

設定されたアカウントビリティは解除されない。それゆえ、この解除のためには、証拠に基づく立証、すなわち証拠それ自体とその作成過程について第三者による確証が必要とされる。この第三者による確証サービスを内部監査の「国際基準」では保証 (assurance) としていた。

一般に、説明する人 (アカウント、accounter) と説明を受ける人 (アカウントイー、accountee) との間には、ひとつの対立的緊張状況が生ずる。このような状況は、意図的経済体としての企業組織という特有の閉鎖的社会関係においても、一般の社会とは異なる (本質的には変わらないが) 緊張状況が存在する。そこでの客観性についての確証は、企業組織を構成する構成員によって納得され得る程度の水準においてでなければならない。このようなアカウントとアカウントイーとの間に存在する対立的緊張状況を前提にして行なわれる証拠づけ (証拠の作成及び作成過程) の第三者としての確証を行い、その結果をアカウントイーに対し意見の形で明らかにする行為が内部監査という事象である。

このような三当事者の社会関係の存在は、内部監査についてではないが、企業会計審議会「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」(平成 16 年 11 月 29 日) においても、公認会計士による企業外部からの保証業務を定義し「保証業務とは、主題に責任を負うものが一定の規準によって当該主題を評価または測定した結果を表明する情報について、又は、当該主題それ自体について、それらに対する想定利用者の信頼の程度を高めるために、業務実施者が自ら入手した証拠に基づき規準に照

らして判断した結果を結論として報告する業務をいう。」(二 保証業務の意味 1)とされているなかにも看取される。

先に、「内部監査の回顧と展望(3)」で「結論として、内部監査は、今日、アカウントビリティのチャージとディスチャージを背景とする社会関係を意識し、保証機能(※監査担当者が監査対象について自ら信じていることを利害関係者に対し意見として述べる)を重視している・・・(以下省略)」³⁾と述べ、「国際基準」では監査理論的思考が強く打ち出されているといえるとしたのであった。いまや、今日の内部監査は、これまでの経営管理・財務会計・管理会計の思考をベースにしたそれぞれの内部監査を、監査理論的思考をベースにして止揚した段階といってよい。

2. アカウタバリティの展開と内部監査

(1) 原初的なアカウントビリティと内部監査との関連

監査とされる行為は、それがいかなる目標のためであれ、アカウントビリティのチャージとディスチャージに伴う委託者と受託者との間に生ずる緊張状況を前提にして実施される。内部監査もこの例外ではない。監査は、受託者、委託者、そしてこれらとは独立の第三者として受託者の証拠づけの当否を検討する者からなる三当事者の社会関係によって構成される。

アカウントビリティには、組織体の外部者から組織体の代表者、例えば取締役あるいはその組織的決定を行う取締役会に対し

て財産の委託が行われ、この外部の委託者に受託者が受託責任の達成状況を説明する外部アカウントビリティと、組織体の中で、例えば、取締役会において選任される代表取締役、さらには販売事業本部長とその直属の関係にあるA地域販売部長のように、それぞれの間委託受託関係がある場合、受託者がその受託した業務遂行状況について説明する義務を負う内部アカウントビリティとからなる。

内部監査の展開は、組織体のなかでのインターナル・アカウントビリティの拡張に応じてこれまですすめられてきた。この拡張をみるとつぎのようである。

まず、原初的なアカウントビリティと内部監査との関連である。ここに原初的なアカウントビリティとしているのは、財産、例えば金銭の委託受託に関連して認識されるアカウントビリティのチャージとディスチャージを通じての弁明義務である。例えば、金銭の出納及びその保管を職務とする金銭出納係は、自らのアカウントビリティがディスチャージされるためには、①金銭を受け入れる理由が正当な理由に基づくこと、②受け入れる金銭の額が事実として確定され、これを立証する資料が存在していること、③それが金銭出納帳に正しく反映されるように記載されること、そして、④以後の収入についても、イ)収入の原因となる取引が法令に反することなく、かつロ)委託の目的の達成を著しく損なうような適当性を欠くような内容でないこと、などが客観的な証拠をもって立証されること、⑤同様に、支出についても、収入におけると同じことが客観的な証拠をもって立証されなければならない。⑥収入と支出の事実

が現金出納帳に委託者に明瞭であるように正しく記載され、事実が反映されていること、⑦現金出納帳の現金勘定残高が事実として存在する現金の実際在高と符合することが立証されること、などが必要である。

これらがすべて満足されないと、チャージされたアカウントビリティはディスチャージされない。これらの過程において重要なことは、組織体の構成員によって一般的に受容される程の客観性をもつ証拠の存在が前提とされることである。これが十分でなければ、委託者は受託者の説明をただちに受け入れ納得することは出来ない。したがって、アカウントビリティを「証拠付けの義務」とも述べられていることがあった。

このアカウントビリティの段階では、例えば、金銭出納係は、単に金銭出納帳への関連記録、すなわち、日付、摘要、収入および支出金額の各々の記録が関連する証拠と符合することをもって満足されない。収入および支出の原因となる取引事実不正に不当な事情がないことを説明できることが必要である。帳簿記録係はそのようなことがないことを確かめて帳簿に記入することが本来必要であった。このような事実関係についてまったく確かめもせずただ出納帳に記入することをもって足りるとするあり方は、その帳簿の説明を求められたときにその記載内容についての説明が出来ないということで、アカウントビリティの本来のあり方からすれば容認されない。金銭出納係はその職務を果たしていないことになる。零細企業での金銭出納帳の記載担当者に説明出来ないような人をあえて充てていることがあるのではないかというようにみられるけれどもどうであろうか。

このような金銭出納帳をめぐるアカウントビリティのチャージとディスチャージは、当座勘定出納帳、受取手形記入帳、そしてこれに関連する総勘定元帳の現金勘定、銀行預金勘定、受取手形勘定、さらには有形固定資産や無形固定資産に属する勘定等々の資産勘定に、さらに負債や資本の分類に属する諸勘定に対しても同じように適用されるようになった。また、この考え方は、収益に属する勘定、例えば売上高についても、売上の記載は、事実としての売上取引が法令に反することなく、売上の目的を適切に達成するように例えば不当な価格の設定ではないなどの説明が可能であるように、客観的に証明可能な証拠に基づいて売上の事実を反映していることではなければならない。売上高の記載が「在る」(being, Sein)としてであるとすれば、それは「在るべき」ないし「記載されるべき」(should, Sollen)としての取引に照らして説明可能でなければならない。サインがゾルレンに照らして説明されるのでなければ売上高の記載はディスチャージされない。要するに「あるべき事実」に照らして「あるもの」(売上高の記載)を説明することが可能というのである。この考え方は、費用に属する勘定にも同様に適用されることになる。

このようにみえてくると、財務諸表はアカウントビリティを解除するための手段であり、それは、客観的に証明可能な証拠に基づいて、実際記録と関連する実際記録、実際記録と実際在高との照合を通じその真実性が保証されたときに、設定されたアカウントビリティは解除されるというように、拡張して解釈される。この拡張解釈の基では、アカウントビリティはそのチャージと

ディスチャージとを通じ企業全体に関する会計記録の信頼性と財産の保全を確保することもされる。

このアカウンタビリティの認識段階におけるチャージとディスチャージに関し、内部監査は、基礎となっている証拠資料を検討し、これにより、内部会計報告に伴いがちな恣意性の有無を確かめ、意思決定にあたり依存できる会計情報であること、そして関連する資産が不要不急にして非合目的な理由により消失することなく、負債が架空の理由により過大に示されることがないことを合理的水準において保証することが求められる。

この場合、このようなアカウンタビリティのディスチャージに法令違反事実の存在についての保証が含まれるのかは、現金出納係が支出を指示されたことについて、明らかに法令に反するような事実に対し、支払い原因にならざることを考慮することなく支出するとした場合を想定すれば明らかである。ならざる支払い原因に考慮することなく支出するすれば、現金出納係は現金出納記録の正確な保持と現金という資産を保全する二つの会計職能を果たしておらず、その職務を正当な注意をもって履行したことになる。アカウンタビリティがディスチャージされる要件を満たさないのである。

これまでアカウンタビリティのチャージを会計帳簿への記帳に基づいて述べてきた。ここで、アカウンタビリティのチャージの規準を帳簿への記帳の時点とすべきかどうかについて触れておかなければならない。アカウンタビリティは財産の委託受託という財産運用主体の変化に関する法的認識と財産に対する管理責任、ないし所有権の移

動という経済的事実に根差している。委託受託関係の存在とアカウンタビリティの認識を同一視する向きもあるけれども決して同じではない。というのは、委託受託関係という経済的事実とそれに対する法的認識があってもアカウンタビリティに対する認識がほとんどないかあるいは希薄であったことがあるからである。第2次大戦終結までのわが国におけるアカウンタビリティに対する認識はどうであったろうか。⁴⁾

また、会計記録を行う責任者にその記録がアカウンターとの間で認められた仕方にしたがっているというアカウンターとしての職務のみでなく、その記録原因、すなわち取引事実についての説明を求めるとすることは、実行不可能であるとされるかもしれない。しかしながら、取引事実を正しく把握することなく会計記録を行うようなことでは、アカウンターとしての職務を正当に行使することにはならない。取引事実が法令違反が存在しないこと、取引事実が委任の意図に適合すること等の説明は、取引事実の発生に対する職務分掌やその承認・決裁のシステム、会計処理基準、内部牽制システムの確立等により可能となる。これらはアカウンタビリティが履行されることの一部ないし前提条件でもある。

この段階での内部監査は、会計記録の信頼性が確保されていることおよび企業の財産が不正や誤謬から保護されていることの財産保全とを目的として、監査対象のすべてを詳細に検査する精査の方法か、一部分を取り出しその検査結果をもって全体に推定する試査の方法により実施されることになる。

(2) 標準または予算に対するアカウント ビリティと内部監査

アカウントビリティは、実際記録や実際在高との照合を通じてのみではなく、達成されるべき責任を明示するために勘定に標準又は予算数字が記入されるようになると、これと実際数字との差額について説明する義務が発生しているとする理解が強まった。標準または予算数字と実績数字との間にアカウントビリティを認識しようとするのである。この考え方は、すでに、古くは、統制勘定と権限の委譲およびアカウントビリティとの関連に触れたマッキンゼイ⁵⁾、勘定記録との結びつきを伴わない標準ないし予算とアカウントビリティとの関連に言及したヘイズ⁶⁾などにもみられた。

財産の委託受託という事実が存在するときには、たとえ会計帳簿への記入がなくてもアカウントビリティは認識されるべきで、課された責任がどの程度に達成されたかを弁明する義務がある。それは、財産を受託した当事者は、委託者の財産を自らの判断に基づき委託者からなんらの拘束を受けることなく自由に運用するのであるから、その財産運用の顛末を委託者に説明しなければならないとすることは、所有権への認識、自由主義と個人主義を前提にした市場を前提にする限り当然のことである。したがって、アカウントビリティの認識は、会計帳簿への記帳に拘束されるのではなく、財産の委託受託という経済的事実の存在にある。財産の委託は財産の運用権限の委譲と考えられるので、アカウントビリティの認識は財産の運用権限の委譲に基づいて行われるとしてもよい。

このようにみると、製品を生産するため

の材料費が×××円であるべきと説明可能な資料に基づいて決定されたとき、当該製品の材料の調達に当たる当事者は、その単価をもって材料を調達する権限を移譲されたことになる。特定の個別的な製品材料の発注のような特定の権限授与ではなく、価格表等に基づく一般的な材料発注であるので一般的な権限授与ともいわれる。十分な論拠に基づいて定められた単価を実現するように権限を行使し課された責任を達成することが求められ、それが達成されたこと、あるいはそれが職務の正常な遂行を通じ達成されないときにはなぜそれが達成されなかったのかの弁明が求められる。例えば、材料費に関する標準原価計算では、標準材料費と実際材料費とを比較し、その差異の原因を分析し、その原因に対する責任を明確にすることが求められる。それはチャージされたアカウントビリティをディスチャージするプロセスでもある。ここでのアカウントビリティのディスチャージでは、たんに正確性に関する弁明のみでなく、能率性についても弁明が求められることになり、アカウントビリティの内容が拡張されている。

このような材料費の標準の設定とアカウントビリティとの関係は、他の製造費目のすべてに適用される。また、このことは予算についても同じように考えられ、管理費や販売費に、さらには売上高にも拡張される。例えば、年間10億円の販売部門費が予算で定められたとき、当該販売部門長は年間10億円の販売部門費をもって、予算で定められた売上高を達成するように、自らの権限を行使し、課された責任を達成するように努めることが求められる。

このアカウントビリティの拡張段階での内部監査においては、企業の全領域に及ぶ業務遂行の能率性の向上を意識した監査が重視された。業務の遂行がその目的を達成するためにいかに能率的に実施されているかに監査の重点をおくとするものである。正確性を重視する監査を会計監査とされたのに対し、監査の視点として能率性を重視する監査を業務監査（operational auditing）とされた。昭和38年に出版された「業務監査ハンドブック」⁷⁾では「業務監査の新しい領域とそのねらい」として長期経営計画、新製品開発と研究開発、事業部制、関係会社をあげ、具体的な監査手続を購買業務、外注管理、製造業務、販売業務、棚卸資産管理業務、固定資産管理業務、事務管理業務、人事管理業務、研究開発業務、経営計画業務、事務機械管理業務、経理業務、組織管理業務、関係会社などについて説明している。今日では、わが国でのほとんど多くの会社（(社)日本内部監査協会による2010年の実態調査では98.8%）において業務監査が行われている。⁸⁾

もっとも、業務監査を実施しているとする会社のすべてが、標準や予算における差異分析の証拠づけについて主観的判断の恣意性の有無を検証することの関連において内部監査を実施しているとはみていない。内部監査による対象別の検討をもって標準や予算での定期的な期間的差異分析による能率性の評価に代替するような企業の存在も十分に想定されるからである。見聞するところでは、標準原価管理あるいは予算管理と称しながらも、それら管理制度のなかでコントロールの中核的な機能を担う差異分析を実施せず、たんに達成目標を示し、

業務に従事する人々への刺激づけにとどまっているような会社も少なくないようである。

(3) 権限の委譲に根差したアカウントビリティ — 業務監査の拡張

取締役が株主総会において選任されると取締役は株主に対して会社の運営についてどのように委譲された権限を行使し、委任の目的を果たしたかを株主に対し弁明しなければならない。取締役はアカウントビリティがディスチャージされるための手続を採ることによって株主からディスチャージされなければならない。でなければその職務を果たしたとされないからである。

また、取締役会設置会社においては、取締役は取締役会において会社を代表する代表取締役を選出し、会社の運営をするために必要な業務を執行させる。取締役会と代表取締役との委任受任関係の存在である。代表取締役はその業務を執行するために一部の使用人にその権限を委譲する。代表取締役と権限を委譲された使用人との間の委任受任関係の存在である。このように権限が委譲されると組織の階層化を生じ、そこでの上位者と下位者との間に委任受任関係が認識されることになる。これは組織の末端での係長ないし主任との間にも同様に存在する。このように権限が委譲されると、権限を委譲された者には、課された責任を達成するために委譲された権限を適切に行使したかを弁明する義務が生ずる。

したがって、アカウントビリティは組織における職制をもって区分され、組織階層の重層化に伴い、トップから組織の末端に至るまでの権限の委譲とあいまって、アカ

ウンタビリティはそれぞれの階層ごとに認識される。アカウントビリティのチャージとディスチャージは組織の階層ごとにループをなして、組織のトップから末端にいたるまで連続していなければならない。

アカウントビリティのこの拡張段階での内部監査は、業務監査の範囲をより広め、昭和52年に出版された「監査ハンドブック」⁹⁾では、経営管理のプロセス、経営の組織構造と階層別区分などに注目しながら、主な業務監査の手続として購買業務、外注業務、製造業務、販売業務、運輸業務、棚卸資産管理業務、人事労務、福利厚生、固定資産管理業務、研究開発業務、経理業務、資金管理、事務管理、子会社・関連会社について述べられている。あげられている事項には「業務監査ハンドブック」における内容とそれ程に大差はないようである。しかしながら、この段階で注目されることは、業務監査のアプローチが、会計記録に関連して内部監査人が異常と気づいた点を中心とした業務監査から、経営計画や目標から異常とされる点に業務監査の焦点を向けることで内部監査のアプローチが変化したことである。これにより、内部監査人が会計記録から注目された業務実施状況を確認するという内部監査人の自己満足的な傾向から、マネジメントのニーズを満たすという内部監査の目的により一層注目するようになったといえる。内部監査が *as a service to management*、さらには *as a service to organization* といった目標に接近した監査になってきたともいえる。

(4) 委譲された権限行使のあり方とアカウントビリティ — 経営監査

権限の委譲を規準としてアカウントビリティが認識されることはすでに述べた。ところが、企業規模の増大に伴い、委譲された権限の行使方法について、企業内でルールを制定しそれを被委譲者が遵守するよう求められるようになった。被委譲者は本来委譲された権限を自らの自主的な判断で自由に行使できるのではなくては権限が委譲されたといえない。そのような制約が被委譲者の自主性と行使の拘束があるのでは、アカウントとしての弁明の義務も被委譲者には意識づけられないであろう。むしろアカウントビリティが十全にチャージされていないとも考えられる。限られたアカウントビリティのチャージとディスチャージということになる。

企業内でルールないし諸規程を制定し、それへの遵守を求めることは、多くの組織体構成員の行動を企業目標の効果的な達成に向けて調整的に統合するため、各部門の業務内容を全組織体に周知させるために重要である。ところが、このような諸規程の存在が、権限を委譲されたものの自由かつ自主的判断を拘束する事実があり得ることも無視できない。

このような拘束のために、大規模企業が中規模企業に市場競争で劣位に立つという事態が発生した。このような事象が典型的に生じたのは古いことで恐縮であるが池田内閣の所得倍増政策を通じ企業がその規模を増大した頃のことである。そこで部門管理者がその所掌する部門の環境の変化に適合するように諸規程の制約を超えて弾力的な意思決定を行っているかを、内部監査と

して検討してみる必要があるのではないかと主張が研究会で内部監査実務者の間から出はじめた。それは、変化する環境に適合するような部門管理者の意思決定の当否を監査することから、経営監査と称してよいのではないかということになった。これがわが国における経営監査実施への口火を切ったとあってよいであろう¹⁰⁾。

(5) 企業の社会性に対する認識の増大と アカウントビリティ — 社会監査

企業は元来利潤目的と社会目的との二つの目的を有している。企業の本質的目的を利潤の追求にのみ求めるきらいがあるけれども、それは企業に対する一面的見方ではないだろうか。社会すなわち人間対人間の関係をより豊かにし、その福祉を増大することに貢献しようとするにしても、利潤が得られず損失を出しては社会目的の達成は不可能である。だからといって、企業の本質的目的が利潤の追求のみであるとする見方には迎合出来ない。複眼的に企業を目的を理解する必要がある。

例えば、かつての日本国有鉄道は公共企業体として社会性が営利性よりもとりわけ強く求められる企業であった時代もある。といって社会性のために営利性が軽視されてならないことはいうまでもない。非能率は運賃に転嫁され、さらには多額の累積欠損を招き、それを財政に負担させるという、結局は社会に対しより多くの負担を負わせることになった。

企業は大規模になるにつれて営利性ととも社会性をより強く意識しなければならなくなる。たとえ私企業であっても、企業を社会から運営を委託されている公器とし

てみるとするのである。ここでは外部アカウントビリティについて投資者へのアカウントビリティから社会構成員へのアカウントビリティへとアカウントビリティの認識が拡大し、このため企業経営者の社会的責任が、倫理観、市場の制度、法制、政治理念などを背景にして、多数の人々によって一般に承認され、支持されなければならない¹¹⁾。

このような企業経営者の社会的責任を強めている要因として、

- ① 個人も法人も、生態的に、経済的に、企業活動の社会的影響に強い関心を持たざるを得ない段階にある。
- ② 新しい社会問題の発生は、企業活動の実施に当たって、これまでの社会慣行や価値観を超えた次元で、社会的諸問題を考慮せざるを得なくしている。
- ③ 社会的責任に関する業績を測定する試みが展開され、利益責任と同様に、その可能性が示唆されている。
- ④ 投資分析にあたって、企業の業績の評価は、単に利益を基準とするのみでなく、社会的責任に関する側面も評価せざるを得なくなっている¹²⁾。

企業の社会目的に対する重要性と企業経営者の社会的責任への認識の増大から、内部アカウントビリティについても社会的側面の弁明を求められるにいたっている。この段階での内部監査は、企業活動において環境汚染の原因事実の発生が防止されているかのみでなく、地域住民の要請への対応、教育・宗教・政府などへの貢献、天才・人災等による被害者救済活動への貢献等々、利益に結びつくとは考えられない社会への貢献活動に適切な配慮がなされているかな

どが監査上の課題とされる¹³⁾。

3. 内部監査の展望

これまで、「内部監査の回顧と展望」と題し、わが国における内部監査の実際に大きな影響を及ぼしたとみられる陸軍省経理局監査課「工場内部監査制度ノ参考」、経済安定本部企業会計基準審議会中間報告「監査基準」、通商産業省産業合理化審議会「企業における内部統制の大綱」IIAの「内部監査人の責任に関する意見書」、「内部監査の専門職的実施の国際基準」(以下では「国際基準」という)にいたる公表意見を検討した。そして、IIAの「国際基準」では、内部監査をアカウンタビリティのチャージとディスチャージとをめぐる受託者と委託者との対立的緊張状況を背景にして存在する権限の委譲者／委譲された権限の行使者／監査人の三者からなる社会関係とみられているとした。

本稿では、アカウンタビリティに対する理解の展開段階に応じ内部監査がどのように監査対象領域を拡張し、またその機能の深化をしてきたかをみてきた。それでは、今後内部監査はどのように展開されてゆくとみられるのであろうか。

(1) アカウンタビリティへのより強い認識と内部監査

内部監査は、先に触れたように、内部アカウンタビリティのディスチャージのために行われる証拠付けの恣意性の有無を検討し、第三者としての保証を行うことを基本的とする。それゆえ、内部監査の前提とし

てアカウンタビリティがアカウンターに認識されていることが望まれる。

これは内部監査のみでなく監査のすべてに共通して言える。会計士監査において、英語圏では、わが国で表現する監査対象会社を client という。監査対象会社が依頼人なのである。それは、監査対象会社がその株主に対しアカウンタビリティがある。株式を通じ受託した財産をどのように運用したかを株主(今日では株主を含むステークホルダー)に対し説明する義務がある。その義務を履行するための手段が原初的には財務諸表あるいは計算書類である。しかし、それを作成するに当たって行われた主観的判断に恣意性がないことについて第三者の保証がなければ、作成された財務諸表ないし計算書類は一人前で一般社会に通用できない。そこで財務諸表ないし計算書類の作成者は独立の第三者に保証を依頼することが必要で、それがなければ作成者は株主からのアカウンタビリティをディスチャージされない。作成者は自らの判断に伴う恣意性の有無について第三者に検討を依頼しなければならないのである。

財産の委託受託という経済事実の存在とアカウンタビリティの認識とが一致せず、それが事実として社会において存在したことは先に述べた。というのは、委託受託という経済事実と法的認識がありながらアカウンタビリティが認識されないことがあったからである。アカウンタビリティ認識のルーツはなにかについて、先にあげた論稿で触れたことがある。

筆者はその論稿で、「アカウンタビリティ認識の基底として所有権、個人主義、選択の自由に注目したい。・・・中略・・・選択

の自由を抑圧する考え方（例えば、独裁主義）や全体主義の考えにまったく影響されていない純粹の個人主義ないし自由主義の理解のみにたっている個人が多く存在するとは私自身としては考えにくい。この面の研究者からお教えを得たいと思う。個々の人々は、それぞれなにがしかの対立する異質の要素をそれ自身として抱えながらあわせ有し、そして、そのような個人が社会を形成しているのではないかと考えられる。」¹⁴⁾とした。

アカウンタビリティ認識の基底として、所有権に対する意識の問題はともかく、価値選択の自由と個人主義をとくに重視したが、それらが浸透するにしたがってアカウンタビリティへの認識が強まることはその定義から明らかである。われわれの社会の歴史を百年単位のスパンに区切って比べても価値選択の自由と個人主義の考え方がより強まってきていることがうかがえる。それは独裁主義と全体主義に埋没して教育を受けた経験を持つ筆者からすれば後戻りのない人類の流れともみられる。ということはアカウンタビリティへの認識は今後も全世界的に一層強まってゆくであろうと考えられる。（日本文化のアイデンティティをその流れに沿う形で個人主義を尊重しながらいかに同化するかを意識しながら）

この視点から今後の内部監査を展望すると、企業内で権限の委譲を受けて職務を遂行する人は、その人自身のアカウンタビリティをディスチャージするために内部監査を受けることを依頼する方向に向かうであろうことが言える。これは、IIAの「内部監査の専門職的実施の国際基準」が前提にしている方向でもある。表面をつくら

て国際化というのではなく、その内実の変化をともなった国際化に適応しなければ、ワールドワイドな企業活動の展開にとって障害になるのではないであろうか。

内部監査の基本的な展望をアカウンタビリティの視点から行った。これと密接に関連する問題としてコントロールの評価からする展望を軽視することが出来ない。

(2) コントロールの評価を基軸としたリスク・マネジメントおよびガバナンス・プロセスの監査へ

ここにコントロールは controls を指している。それはアカウンタビリティのチャージとディスチャージとを通じ会計記録の信頼性と財産の保全を目標とするアカウンティング・コントロールの拡張としてのインターナル・コントロールに基づいて理解されている。かつて、日本会計研究学会大会で佐藤孝一教授を委員長とする会計監査特別委員会報告「財務諸表監査における内部統制の研究」が発表された会場で、久保田音二郎教授が「内部統制は日本語ですか」と質問されたことがある。まさに internal control に内部統制の語を充てていることから、日本語の「統制」は“control”が意味している内容と異なることから出てくる質問であると筆者はみた。

内部監査は internal control との関連において機能するものと論理的に理解される。それからすれば、内部監査は internal control の機能領域の拡張にしたがって、あるいはそれに関連して内部監査の機能領域を拡張してきたともされる。

内部監査は、基本的に、不正・誤謬・非能率の発生防止を監査の目標としてきたか

ら原則的にコントロールの評価を監査の方法とすべきことはいうまでもない。しかしながら、この方法をもってしては組織体のニーズに適応しなくなってきた。すでに経営監査に関連しても触れたが、さらには消費者の無限な欲求に自由競争市場を通じ適応する過程で、利益を稼得することからする事業リスクの高い企業環境のもとでのコントロールの評価は、コントロールの重点と水準を絶え間なく評価し、それとの関連におけるリスクに適応するようにコントロールをデザインすることが求められる。内部監査は、そのような環境の変化に適応するようにコントロールがデザインされているかどうかを検討しなければ、組織体のニーズを満たさない、as a service to organization という目的を果たし得ない形骸化された存在となってしまう可能性すらある。

したがって、リスク・マネジメントを評価すること、そこで識別されたリスクが組織内の適切な関連箇所に迅速にコミュニケーションされ、それぞれの箇所ではそのリスクへの対応に臨場感をもって当たるようにする取締役会の意思決定が執行される過程を中心としたガバナンスのプロセスを、検討しなければならなくなってきた。

これは内部監査の展望といわれることなく、すでに IIA「国際基準」及び(社)日本内部監査協会の内部監査基準で示されていることであり、平成23年3月の事業報告書においてこの実施を明らかにしている組織体、例えば、三菱東京UFJ銀行、三井造船株式会社、日本ユニシス株式会社等々がある。しかし、これが見られるのはわが国では未だ一部の組織体に過ぎない、今後

の内部監査としてはこれを重視してゆかなければならないであろう。東日本大震災に直面してこのことを特に強く意識づけられた。

(3) 保証水準の向上と内部監査人の資質

アカウンタビリティが強く認識されてくると、組織体の構成員によって納得される度合いの水準が高まるので、求められる保証 (assurance) の水準が高くなる。このために内部監査は伝統的にとられてきた必要にして十分な証拠に基づいて意見を述べることをより重視してゆかなければならなくなる。

このためには、これまでも内部監査実施上の問題とされてきた内部監査人の教育がその教育体制とともにさらに重要視されてゆかなければならなくなるであろう。オンザジョブトレーニングのあり方の研究も課題であるが、さらには、これに関連して内部監査部門内部者による内部品質評価および組織体とは利害関係のない内部監査基準に精通した外部の第三者による外部品質評価も注目される。

これも展望といえる程のことではない。昨年の7月から8月にかけて行われた(社)日本内部監査協会の実態調査によれば、回答会社2,030社中358社(17.6%)では規程(定)等で品質評価の定めをしているとしており、そのうち93社(26.3%)では定期的に内部評価を実施しているとされており、また58社(16.4%)では外部評価を定期的に実施しているとしている。また、上場会社についてのみの調査結果によれば、規程(定)等で定めている会社254社(この項目についての回答会社1,345社中

18.9%)、このうち内部評価を継続的に実施
150社(59.8)、定期的に実施が58社
(23.1%)とされており、定期的に外部評
価を実施が42社(16.7%)で、上場・非上
場を含めての比率には大差がない¹⁵⁾。とく
に、外部評価については、内部監査部門の
運営が十全と考えられるにしても、内部監
査部門運営の企業特有の考え方についての
当否の指摘、内部監査部門の運営に関した
部門に照らし例えば人事等主張しづらいこ
との代弁、価値判断基準に外の文化からの
価値判断を入れる等、組織体での内部監査
部門の運営に関し貢献する点もあるのでは
ないか。

内部監査の品質評価は、いずれにしても、
まだ緒についたばかりといえる。しかしな
がら、IIAの国際基準では最低でも5年に
一度は外部評価を実施しなければならない
とし(1312)、「内部監査の専門職的实施の
国際基準に適合している」旨の表明を内部
監査部門長が出来るのは、このような外部

評価を実施している場合に限られるとして
いる(1321、同解釈指針)。

企業活動はワールドワイドに展開され、
その傾向は一層高い。内部監査も国際的に
認知されるように実施される方向は今日の
企業環境から当然の流れであろう。そのゆ
えか、わが国の企業においても、内部監査
規程等の作成を内部監査基準を遵守するよ
うに行っているとする回答会社が2,042社
中1,339社(65.6%)で、内部監査基準遵
守への意欲は高く、またIIAの「公認内部
監査人」(CIA)への関心も高い¹⁶⁾。

これらのことからすれば、わが国の今後
の内部監査の方向のひとつとして、内部監
査部門の運営についての内部評価および外
部評価の一般的な実施も展望してよいであ
ろう。しかし、外部評価の結果が内部監査
部門の運営にとって効果が高く、評価結果
を尊重しての監査の実施が組織内で内部監
査部門の評価を高めるようにすすめられれ
ばであるが。

(参考文献及び注記)

1) IIA, International Standards for the
Professional Practice of Internal
Auditing, 2011, International
Professional Practices Framework (IPPF),
2011, pp. 12-13.

拙監訳、『内部監査の専門職的实施の国際
基準』, (社)日本内部監査協会, 『専門職
的实施の国際フレームワーク』, 2011-01,
p. 35.

このフレームワークにおいて示されている
「内部監査の定義」では、「内部監査は、
組織体の運営に関し価値を付加し、また
改善するために行われる、独立にして、

客観的なアシュアランス及びコンサルテ
ィング活動である。・・・以下略・・・」

(拙監訳, 『内部監査の定義』, p. 24.)

として、内部監査にはアシュアラン以外
にコンサルティング活動も含まれるとし
ている。そして「コンサルティング・サ
ービスは、性質として、助言の提供
(advisory)であり、一般に依頼部門か
らの具体的な要請に基づいて実施される。
個々のコンサルティング業務の内容と範
囲は依頼部門との合意による。一般にコ
ンサルティング・サービスは、次の二者
からなる。

① 内部監査人:助言を提供する者ないしはグループ

② 依頼部門:助言を必要として、これを受ける者ないしグループ

コンサルティング・サービスを実施するに当たって、内部監査人は、客観性を維持すべきであり、また経営管理者としての責任を負ってはならない。」(拙監訳、『前掲稿』, p. 35.) とする。

「国際基準」にこのようにコンサルティング・サービスと内部監査との関係を示していることから、内部監査はその性質として、本来、アシュアランス業務とコンサルティング・サービスを内容とするのであって、コンサルティング・サービスのみをもってしても内部監査は成り立つと解釈されるきらいがある。ある会社の内部監査実務者の主張に、「内部監査はその歴史的な経緯から究極的にコンサルティング・サービスのみの提供をすることこそが最も優れた段階にある」とするものがある。「内部監査人の責任に関する意見書」の変遷、内部監査人の専門職化の一環としての「国際基準」の制定、コンサルティング・サービスにおいて得られたリスクやコントロール手段に関する知識をリスク・マネジメント・プロセスやコントロール・プロセスの評価に組み入れることを求めており(2120.C2, 2130.C1)、内部監査基準の強制適用としていることから、アシュアランスを抜きにした内部監査はあり得ないと理解すべきであろう。

ちょうどこれに類似することがわが国の監査役にもある。監査役は取締役の職務の執行を監査するとされている。この

なかに、取締役の行為差し止め請求権(会社法第385条①)、監査役設置会社において会社と取締役との間の訴えにおける監査役の会社の代表権(会社法第386条)等の行使のような職務を監査役の監査権限の行使と理解すべきかどうか。監査役監査における監査権限の源泉は株主の権利のうちにこそある。本来、監査役の権限は、取締役の職務の執行の監査を可能ならしめ、さらに強化せしめるよう範囲内で定められるべきである。それからすれば取締役の行為差し止め請求権や会社の代表権は監査役の固有の監査権限に属するとは考えにくく、むしろ監査役による会社に対する監督的権限と解すべきであろう。取締役に対する報告義務(会社法382条)は監査役の職務遂行の派生的な義務と解すべきであろう。取締役に対する監督的権限の行使を監査役に求めているのは株式会社の法秩序を公正に維持する視点からの会社法の要請であって、アシュアランスのモデルに基づいてのことではない。率直に言えば、これらの監督的権限は監査役監査の強化のためにはあってもなくてもよい定めといえる。

2) accountability について、新聞等では難解語のひとつとされているが、会計学に関する著書や論文等のなかで、わが国ではこの語が使用されていることが多い。しかし、これに関する単行著書は決して多いとはいえない。他方、海外、特に英語圏を見ると、筆者の書架にあるものでも、以下のような著書があげられる。(東日本大震災でささやかな筆者の書架の書物も少々被害を受け、まだ整理が完了していないので、蔵書のすべてを列挙して

いるという自信はない。)

- ① Lloyd D. Musolf, Public Ownership and Accountability, Harvard University Press 1959
 - ② Paul O. Gaddis, Corporate Accountability, Harper & Row, Publishers, 1964
 - ③ R. W. Ennis ed., Accountability, Lyon Grant and Green, 1967
 - ④ Peter Bird, Accountability: Standards In Financial Reporting, Haymarket Publishing Limited, 1973
 - ⑤ Ralph Nader, The Consumer and Corporate Accountability, Harcourt Brace Jovanovich, Inc. 1973
 - ⑥ Jules Backman ed. Social Responsibility and Accountability, New York University Press, 1975
 - ⑦ Harold M. Williams & Irving S. Shapiro, Power and Accountability, Carnegie-Mellon Univ. Press, 1979
 - ⑧ Michael Sherer and David Kent, Auditing and Accountability, Pitman, 1983
 - ⑨ Wagdy M. Abaallah, Internal Accountability, An International Emphasis, UMI Research Press, 1984
 - ⑩ Francis J. Leazes, JR., Accountability and the Business State, Praeger, 1987
- Bruce Klatt, Shaun Murphy, David Irvine, Kogan Page, 1997
- 筆者にしてこの程度であるから、accountability を表題とした単行書はこの他にも相当にあるのであろう。
- 3) 拙稿, “内部監査の回顧と展望(3)”, 『LEC

- 会計大学院紀要』, 第8号, LEC 東京リーガルマインド大学大学院, 2011-03, p. 29.
- 4) 拙稿, “アカウンタビリティと個人主義・自由主義”, 『学術の動向』, 編集: 学術の動向編集委員会 編集協力: 日本学術会議, 2002-01, pp. 66-69.
 - 5) James O. Mchinsky, Managerial Accounting, 1924
 - 6) Monard Uinson Hayes, Accounting for Executive Control, 1929
 - 7) 山樹忠恕(監) 日本内部監査協会(編), 『業務監査ハンドブック』, ダイヤモンド社, 昭和38年
 - 8) 日本内部監査協会『2010年 監査白書』では、調査への回答会社2,035社中内部監査の実施領域を「会計監査のみ(財務報告に係る内部統制の監査を含む)」と回答している会社はわずか24社(1.2%)で、わが国では、特殊の事情がある場合など例外的となっている。
 - 9) 青木茂男(監) 日本内部監査協会(編), 『監査ハンドブック』, 青也書店, 昭和52年
 - 10) 当時 William P. Leonard, The Management Audit, Prentice-Hall Inc., 1962, Jackson Martindell, The Appraisal of Management, Harpen & Brother, Pub, 1962. 等いくつかの経営監査に関する著書が発刊された。けれども、証券市場を志向した外部監査に関してのものが多く、内部監査に参考になると考えられるのは、前記の Leonard による著書くらいではなかったろうか。当時、わが国の学会では、経営監査の概念に対し批判的で、それは業務監査に包含されるのでないかとする意見が多かった。

- 11) Paul O. Gaddis, Corporate Accountability, For what and to whom must the manager answer ?, 1964, pp. 7-21.
- 12) R. A. Bauer and D. H. Fenn, Jr., “What is a corporate social audit ?” Harvard Business Review, Jan.-Feb., 1973, pp. 38-39.
- 13) 企業と社会環境の変化とをめぐる外部
アカウンタビリティの変遷については、
若杉明稿, “社会環境の変化と企業のア
カウンタビリティ”, 『LEC 会計大学院紀要』,
第7号, 2010-07, pp. 1-15. 参照
- 14) 拙稿, 前掲の『学術の動向』, pp. 68-69.
- 15) (社) 日本内部監査協会, 第17回監査
総合実態調査, 『2010年 監査白書』,
2011-06, pp. 48-49, 153-156, 284-287.
- 16) (社) 日本内部監査協会, 『上掲書』,
pp. 24, 102-103.